



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち

11月12日に行われた3歳児健康診査で、
むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所こども家庭センター
子育て支援係☎72-1123



子育てINFO

【子ども予防接種】

生後2ヶ月になったらワクチンデビューをおすすめしています。
お忘れのないよう計画的な接種をお願いします。

●2ヶ月から受けることのできる定期接種

ロタウイルスワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、五種混合ワクチンです。

●適正年齢になりましたら早めの予防接種を！定期接種は、自己負担なしで接種ができます。

●麻疹風疹(MR)ワクチン

- ・第1期：1歳から2歳までの子ども
- ・第2期：5歳から7歳未満で、小学校就学前の子ども

なるべく早めに接種することが大事です。
今年度は国の特例により、ワクチン未接種の2歳から3歳までの子ども、現在小学校1年生の子どもも接種することができます。

●日本脳炎ワクチン

- ・第1期：生後6ヶ月から7歳半までの間にある子ども（追加を合わせて計3回）
- ・第2期：9歳から13歳までの間にある子ども（1回）

●子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【定期接種対象者】

小学校6年生～高校1年生
平成20年4月2日生から平成25年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成20年4月1日生までの女子で、
HPVワクチンを接種したことがあるが、接種完了していない方



よく笑い、おしゃべり上手で元気いっぱいの、
そのちゃん。音の鳴るおもちゃで遊ぶことがマ
イブーム♡大好きなパパの抱っこで眠る横顔が
ベリーキュート。パパとママのように強くて優
しい子に育ってほしいです。大きくなったら家
族みんなでディズニーに行こうね!!



ご存じですか？医療費助成制度

本市では、中学生以下の子さんやひとり親家庭の方、障がい者の方などが安心して医療を受けられるよう、医療費助成事業を実施しています。

対象者	子ども医療費助成	母子および父子家庭等医療費助成	重度心身障がい者医療費助成
助成内容	0歳から中学3年生までの児童・生徒 医療費の自己負担分を助成（保険対象医療費に限る）	・児童を養育するひとり親家庭などの父母または配偶者のいない養育者（児童・生徒が18歳になる年度末まで。ただし、進学などで引き続き扶養する場合は、最長で20歳の誕生日の前日まで） ・ひとり親家庭などの児童・生徒（18歳になる年度末まで） ・父母のいない児童・生徒（18歳になる年度末まで）	①身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方 ②療育手帳Aの交付を受けた方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B-1両方の交付を受けた方 ④精神障害者保健健康福祉手帳1級の交付を受けた方 ただし、精神障害者保健健康福祉手帳1級所持者（上記①②または③との重複所持者を除く）にあっては、精神疾患による精神科入院に係る費用を除く。
申 請 に 必 要 な もの	①請求者の通帳 ②対象児童の加入健康保険情報が分かるものの写し（保険者番号・保険者名・記号／番号・資格取得日・被保険者氏名が確認できるもの） ③マイナンバーカード	①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者の通帳 ③請求者と対象児童の加入健康保険情報が分かるものの写し（保険者番号・保険者名・記号／番号・資格取得日・被保険者氏名が確認できるもの） ④マイナンバーカード	①障害者手帳 ②請求者の通帳 ③請求者の加入健康保険情報が分かるものの写し（保険者番号・保険者名・記号／番号・資格取得日・被保険者氏名が確認できるもの） ④マイナンバーカード
助成の申請方法	●県内の医療機関 窓口に「受給資格者証」を提示すれば、医療費の支払いはありません。 ●県外の医療機関 医療費を支払っていただいた後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。	●通院 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。 ●入院 県内の医療機関の場合、窓口に「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。県外の場合は、通院と同様の手続きが必要です。	●県内の医療機関 窓口に「受給資格者証」を提示すれば、助成が受けられます。 ●県外の医療機関 医療費を医療機関で支払った後、福祉事務所で払い戻しの手続きが必要です。申請書と領収書をご提出ください。
受付締切日	毎月末日	毎月末日	毎月10日

次の場合は 手続きが必要です！

- ・加入健康保険、住所、氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更するとき
- ・受給資格者証をなくしたり、破損したとき
- ・対象要件に該当しなくなったとき



助成の申請は 1年内に！

- ・受診月から1年を過ぎると、助成金の支給はできません。
- ・申請受付締切日以降は、同月、同医療機関の分がすでに申請済の場合は、別日の利用分であっても再度の申請、支給はできませんので、申請は受診月の翌月以降に行なうようにしてください。

医療機関への適正受診に ご理解とご協力を！

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・お薬手帳を活用しましょう。
- ・「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」を活用しましょう。

問／福祉事務所こども家庭センターこども政策係・自立支援係☎72-1123